

別紙 1

診療報酬の算定方法

1 医科診療報酬点数表

項 目	現 行	改 正 案
<p>第 1 章 基本診療料</p> <p>第 1 部 初・再診料</p> <p>通則</p> <p>【通則の見直し】</p> <p>第 2 節 再診料</p> <p>A 0 0 1 再診料</p> <p>【注の追加】</p>	<p>3 入院中の患者（第 2 部第 4 節に規定する短期滞在手術基本料を算定する患者を含む。）に対する再診の費用は、第 2 部第 1 節、第 3 節又は第 4 節の各区分の所定点数に含まれるものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>3 入院中の患者（第 2 部第 4 節に規定する短期滞在手術等基本料を算定する患者を含む。）に対する再診の費用（区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料の注 5 及び注 6 に規定する加算並びに区分番号 A 0 0 2 に掲げる外来診療料の注 8 及び注 9 に規定する加算を除く。）は、第 2 部第 1 節、第 3 節又は第 4 節の各区分の所定点数に含まれるものとする。</p> <p>注13 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（診療所に限る。）において、認知症の患者（認知症以外に 1 以上の疾患</p>

A002 外来診療料

【注の見直し】

注6 第2章第3部検査及び第9部処置のうち次に掲げるものは、外来診療料に含まれるものとする。ただし、第2章第3部第1節第1款検体検査実施料の通則第3号に規定する加算は、外来診療料に係る加算として別に算定することができる。

イ 尿検査

区分番号D000からD002までに掲げるもの

ロ～ツ (略)

(疑いのものを除く。)を有するものであって、1処方につき5種類を超える内服薬の投薬を行った場合及び1処方につき抗うつ薬、抗精神病薬、抗不安薬又は睡眠薬を合わせて3種類を超えて投薬を行った場合のいずれにも該当しないものに限る。)に対して、患者又はその家族等の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合には、認知症地域包括診療加算として、30点を所定点数に加算する。

注6 第2章第3部検査及び第9部処置のうち次に掲げるものは、外来診療料に含まれるものとする。ただし、第2章第3部第1節第1款検体検査実施料の通則第3号に規定する加算は、外来診療料に係る加算として別に算定することができる。

イ 尿検査

区分番号D000からD002-2までに掲げるもの

ロ～ツ (略)

第2部 入院料等

通則

【通則の見直し】

2 同一の保険医療機関において、同一の患者につき、第1節の各区分に掲げる入院基本料(特

2 同一の保険医療機関において、同一の患者につき、第1節の各区分に掲げる入院基本料(特